

鳥取県倉吉児童相談所一時保護所給食業務委託入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県倉吉児童相談所一時保護所給食業務 一式

(2) 業務の仕様

別添鳥取県倉吉児童相談所一時保護所給食業務委託仕様書のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

なお、契約締結日から令和7年3月31日までは準備期間とする。

(4) 業務の場所

鳥取県倉吉市宮川町二丁目36 鳥取県中部総合事務所県民福祉局 倉吉児童相談所一時保護所

(5) 契約者

鳥取県倉吉市東巖城町2

鳥取県

鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜

(6) 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所県民福祉局 倉吉児童相談所

2 総合評価一般競争入札の実施要領

(1) 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「給食」に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年11月7日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（1）のイの場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（1）のイの場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入

札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件業務を開始する日までに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業許可その他業務委託に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けることが確実であること。

オ 開札日（再度入札を含む。）から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた者でないこと。

カ 開札日（再度入札を含む。）から起算して3年前の日までの間に福祉施設関係給食業務又は学校給食業務において食品衛生法の規定に基づく営業停止処分を受けた者でないこと。

キ 食品衛生法の規定により許可を取り消された場合、当該取り消しの日から起算して開札日（再度入札を含む。）までの間で2年を経過していること。

ク 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

コ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない者であること。

(2) 日程及び手続

ア 基本的な日程及び手続の流れについて

以下の日程により行う。

(ア) 入札説明書等の交付 令和6年10月18日（金）から同年11月29日（金）まで

(イ) 事前提出物の提出期限 令和6年11月29日（金）午後5時必着

(ウ) 入札及び開札 令和6年12月13日（金）午後1時

（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前9時までとする。）

(エ) 選定結果の通知 令和6年12月下旬

(オ) 契約書の締結 令和7年1月上旬

イ 手続等

(ア) 入札説明書等の交付方法

令和6年10月18日（金）から同年11月29日（金）までの間にインターネットの鳥取県中部総合事務所 県民福祉局倉吉児童相談所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshijidou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(イ) 交付期間及び時間

令和6年10月18日（金）から同年11月29日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(ウ) 交付場所

4の（1）アに記載する場所

(エ) 交付資料

- a 鳥取県倉吉児童相談所一時保護所給食業務委託入札説明書
- b 鳥取県倉吉児童相談所一時保護所給食業務委託仕様書
- c 鳥取県倉吉児童相談所一時保護所給食業務委託企画提案書作成要領
- d 鳥取県倉吉児童相談所一時保護所給食業務委託企画提案書評価要領
- e 鳥取県倉吉児童相談所一時保護所給食業務委託様式集（様式第1号～様式第7号）

(3) 入札参加者に要求される事項

- ア 本件入札に参加を希望する者にあつては、(4)の事前提出物を作成の上、令和6年11月29日（金）午後5時までに4の(1)アの場所に郵便等又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、郵便等により提出する場合は、令和6年11月29日（金）午後5時必着とする。
- イ 入札者は、アの書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ウ 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- エ 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(4) 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- ア 入札参加資格確認書（様式第1号）
- イ 法人等の概要（様式第2号）
- ウ 2の(1)のコを証するもの

(5) 資格審査について

- ア (3)のアにより提出のあつた書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年12月3日（火）までに通知する。
- イ アの審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県中部総合事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年12月4日（水）午後5時までに書面（様式は自由）により説明を求められることができる。
- ウ イにより説明を求められた場合、鳥取県中部総合事務所長は、説明を求めた者に対して令和6年12月5日（木）までに書面により回答する。

(6) 入札書及び企画提案書の作成について

本件入札に参加を希望する(5)で入札参加資格があると認められた者は、入札時に以下の書類を提出すること。

- ア 本件業務に係る企画提案書・・・正本1部、副本7部（副本は複写可）
※企画提案書は正本の1部を除き、社名、社印その他社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと。
- イ 本件業務に係る入札書（様式第3号）・・・1部

(7) 入札時の入札書及び企画提案書の提出方法について

提出は、持参又は郵便等によること。ただし、郵便等は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者

による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

(8) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月13日（金）午後1時 即時開札（ただし、郵便等による入札書等の受領期限は、同日午前9時までとする。）

イ 場所 鳥取県倉吉市宮川町二丁目36 鳥取県中部総合事務所県民福祉局 倉吉児童相談所

(9) 提出物に関する問合せ

提出された企画提案書等の内容について、鳥取県中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所（以下「発注者」という。）が文書、電子メール又は電話等により問合せを行う場合があることを了承すること。

(10) 質問の受付及び回答について

企画提案書等の作成、提出及び本件入札に関する質問は、質問書（様式第4号）を作成し、電子メールを利用して発注者に提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

ア 質問の受付期限

令和6年11月11日（月）正午

イ 提出先

4の（1）アに同じ

ウ 質問に対する回答

アの質問に対する回答は、令和6年11月15日（金）午後5時までにインターネットの鳥取県中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshijidou/>）に掲載する。

(11) 入札説明及び現場説明の開催について

入札説明及び現場説明は随時行うので、希望する日時を事前に4の（1）アの場所に連絡すること。

3 企画提案書、入札価格の評価及び落札者の選定

入札参加者から提出された企画提案書及び入札価格は、以下のとおり評価する。

(1) 企画提案書の評価点

企画提案書の評価点（以下「技術点」という。）の上限は80点とする。ただし、必須事項に適合しない項目があった場合は、以後審査項目の評価は行わない。

「選定基準及び配点」

選定基準	審査項目	企画提案書の項目	評価項目	配点
1	適切な給食提供の実施			必須事項
	1 基本理念及び運営方針	1 受託を希望する理由及び運営方針について	・一時保護所の給食業務受託業者としての適正性	
	2 業務従事体制	10 業務従事体制及び倉吉児童相談所との連携体制について	・必要な人員配置	
2	充実した給食提供の実施			35点
	1 栄養管理・献立管理	2 献立管理の考え方及び工夫について	・献立管理能力 ・栄養士との連携 ・個別献立を要する場合の体制 ・献立変更の柔軟性・迅速性	10点
		3 個別献立を要する場合の対応・体制について		5点
	2 行事食・食育指導	5 行事食及び弁当についての提案、具体的な実施方法並びに調理指導等への協力について	・行事食の内容 ・調理実習の協力	5点
	3 給食材料の調達	6 食材の選定基準について	・地産地消の推進 ・使用食材の安全性 ・冷凍食品・加工食品の使用及び考え方	10点
	4 調理・盛り付け・配膳業務	7 給食調理・盛り付け・配膳の工夫について	・調理・盛り付けの工夫 ・適時適温配膳の工夫	5点
3	安全・安心な給食提供の実施			15点
	1 衛生管理	8 食中毒及び異物混入が発生しないための衛生管理について	・給食材料、施設、調理従事者等の衛生管理 ・食中毒発生予防対策	10点
		9 厨房施設内の衛生管理について		5点
4	円滑な給食提供の実施			30点
	1 食数管理	4 予定食数確定後の変更への対応（緊急時等）について	・予定食数確定後の変更対応	10点
	2 業務従事体制	10 業務従事体制及び倉吉児童相談所との連携体制について	・倉吉児童相談所との連携体制	10点
	3 給食会議・検食・非常時対応	11 給食会議・検食結果を受けての改善取組及び非常時の対応について	・給食会議の出席（定期・臨時） ・給食会議・検食結果を受けての対応 ・非常時の対応	10点
計				80点

(2) 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、「鳥取県倉吉児童相談所一時保護所給食業務委託審査会」（以下「審査会」という。）の委員が、技術点の各審査項目の得点を加算する方法により得点を算出して行う。

(3) 入札価格の評価

入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。
なお、価格点の上限は20点とする。

$$\text{価格点} = 20 \text{点} \times (\text{最低入札価格} \langle \text{注1} \rangle - \text{食材料費} \langle \text{注2} \rangle) / (\text{入札価格} - \text{食材料費})$$

〈注1〉「最低入札価格」とは、入札参加者から提出された入札価格のうち最低額のものを用いる。

〈注2〉「食材料費」とは、4の(2)のイの(イ)に規定するものを用いる。

(4) 落札者の決定及び通知

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内において有効な入札を行った者であって、技術点及び価格点の合計点において最も高得点を獲得した者を落札者に決定し、落札者にその旨を通知する。なお、最も高得点を獲得した者が2者以上となる場合は、技術点の高い方の者に決定する。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した他の者のうち、審査会の評価において最も高得点を獲得した者を落札者とすることがある。

(5) 非選定理由の通知

ア 落札者を決定したときは、落札者とならなかった者に対してその旨を書面で通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式自由）により、落札者とならなかった理由について説明を求められることができる。

なお、その回答については、説明を求められることができる期日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面で回答する。

(6) 契約の締結

落札者として選定された者と契約を締結する。

(7) その他

ア 企画提案書の作成、提出、提案説明等に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする場合がある。

ウ 提出された企画提案書及び入札書は返却せず、本件入札の企画提案者の選定及び企画提案書の評価、審査以外には使用しない。

エ 企画提案書及び入札書の受理後の差替え並びに追加、削除は原則として認めない。

オ 審査会の委員に事前に働きかけ等を行った場合には、失格とする。

カ 入札参加者は、提出する書類が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出するものとする。

(8) 苦情申立に関する事項

ア 本件調達に係る手続きに不服があるものは苦情申立を行うことができる。

イ アの連絡先は、次のとおりとする。

鳥取県倉吉市宮川町二丁目36 鳥取県中部総合事務所県民福祉局 倉吉児童相談所

電話 0858-23-1141

ファクシミリ 0858-23-6367

電子メールアドレス kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp

4 入札方法の補足及び注意事項

(1) 入札手続等

ア 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒682-0881 鳥取県倉吉市宮川町2丁目36 鳥取県中部総合事務所県民福祉局 倉吉児童相談所

電話 0858-23-1141

ファクシミリ 0858-23-6367

電子メールアドレス kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp

イ 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(2) 入札条件

ア 入札書の様式は「様式第3号」のとおりとする。

イ 入札金額は、1の(1)に掲げる業務を実施するために必要な管理運営費及び食材料費の令和6年度から令和8年度の3か年分の金額を合計した額を記載すること。

(ア) 管理運営費

本件業務に必要な金額のうち、(イ)の食材料費以外の人件費及び管理運営に要する経費とする。

また、各年度の管理運営費の支払額については、管理運営費の総額に対して概ね次の割合とする。

年度	管理運営費の総額に対する割合
令和6年度	1/3
令和7年度	1/3
令和8年度	1/3

(イ) 食材料費

本件業務に必要な経費のうち、給食に用いる食材料の経費であり、標準的な単価は表1食材料費単価表のとおりとする。

なお、入札においては、3か年分の食材料費として表1食材料費単価表の査定食材料費(単年)の合計額に3を乗じた額2,552,592円(消費税及び地方消費税等を含む。)を用いること。

ウ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額(消費税及び地方消費税の不課税、非課税のものを除く。)とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、この調達は、イ(ア)の管理運営費の1か月あたりの単価及びイ(イ)の食材料費1食あたりの単価による単価契約であり、落札額が契約金額とはならないので注意すること。

エ 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

オ 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは当該箇所に押印しなければならない。

ただし、入札金額は訂正できない。

カ 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状(様式第5号)を2の(8)イ(郵便等による場合は(1)ア)の場所に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出

している場合はこの限りでない。

キ 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜」とすること。

ク 入札者全員の入札価格が予定価格を超えた場合は、2回を限度として再度入札を行う。（初度入札を含めて3回とする。）

ケ 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

コ 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記し表面に業務名、業務場所、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載した封筒に入れ封緘して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記し表面に業務名、業務場所、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

サ 入札者は、政令、会計規則、本件公告及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

シ 入札後、本件公告及びこの入札説明書の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は免除する。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として食材料費の1食当たりの単価に表1食材料費単価表に示すそれぞれの査定食数を乗じて得た金額の合計額に3を乗じた金額に、管理運営費の1か月あたりの単価に36を乗じた金額を加算した金額（以下「支払予定総額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(4) 入札の無効

ア 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

ウ 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者のした入札

エ 委任状のない代理人のした入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

オ 入札に関して不正のあった者のした入札

カ 記名のない入札書による入札

キ 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

ク 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札

ケ 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

5 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団または暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加しているものをいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。

(ア) 再委託する年度の契約金額（再委託が単価契約による場合は、再委託する年度の支払予定額）が支払予定総額の3分の1に相当する額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

(ウ) 受注者はアの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に基づく一切の義務を遵守

させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(6) 4の(3)イの契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第6号)を4の(1)アの場所に提出すること。

(7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第7号)を4の(1)アの場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛てに送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

表1 食材料費単価表

(単位:円、食数)

区分		食材料費 単価	査定食数 (単年)	査定食材 料費
児童	朝食	362	336	121,632
	昼食	396	204	80,784
	夕食	472	352	166,144
	おやつ	109	306	33,354
	小計	1,339	1,198	401,914
検食	朝食	362	365	132,130
	昼食	396	365	144,540
	夕食	472	365	172,280
	おやつ	109	—	—
	小計	1,339	1,095	448,950
共食	朝食	394	—	—
	昼食	431	—	—
	夕食	514	—	—
	小計	1,339	—	—
合計	朝食	362	701	253,762
	昼食	396	569	225,324
	夕食	472	717	338,424
	おやつ	109	306	33,354
	合計	1,339	2,293	850,864

(注1) 単価及び金額は消費税及び地方消費税等を含む。

(注2) 検食については、おやつは不要。

(注3) 共食については、おやつは不要。ただし、1食当たりの食事量にご飯等にて調整あり。